

○ 文書料に係る取扱いについて

〔平成21年4月1日〕
〔事務連絡〕

消防団員等の公務上外の認定については、各補償団体において決定されているところですが、脳血管疾患・心臓疾患等の疾病事案等の医学上の検討を要する事案については、各補償団体で決定をされる前に、当基金と協議をお願いしているところであります。

当該事案に係る協議の際に提出していただく医師の診断書又は意見書に要する経費については、協議の結果、当該事案が公務上の災害として決定された場合には療養補償費の支給対象としていますが、公務外と決定された場合には、そもそも公務上の災害が発生していないことから療養補償費の支給対象とはしていません。

今般、消防補償等組合で構成するブロック会議での要望を受けて、当基金で検討した結果、医学上検討を要する事案については、当基金が協議において医師の診断書又は意見書を提出していただくようお願いしている実情等に鑑み、公務外と決定された事案に係る医師の診断書又は意見書に要する経費（以下、「公務外等文書料」という。）についても、当基金の支給対象とすることとし、平成21年度より、新たに、公務外等文書料について、下記のとおり、支給の対象とすることとしましたので、お知らせします。

記

1 支給対象及び支給額

(1) 支給の対象となる公務外等文書料は、次に掲げるものとする。

ア 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等公務上災害の認定について」（平成14年11月18日消基発第334号）に基づき、基金に提出のあった医師の診断書又は意見書

イ 「精神疾患等公務上外の認定について」（平成12年6月27日消基発第170号）に基づき、基金に提出のあった医師の診断書又は意見書

ウ 障害等級の決定について、基金に提出のあった医師の診断書又は意見書

エ その他基金が必要に応じて提出を求めた医師の診断書又は意見書

(2) (1)のア～エに掲げる公務外等文書料の支給額は、それぞれ1通につき5,000円の範囲内において実費とすること。

2 申請手続

基金より、公務外と決定した通知に併せて申請書を送付するので、公務外等文書料

の支給を受ける補償団体は、当該申請書を基金に提出するものとする。

3 支給の決定及び通知

基金は、2の申請書を受理したときは、公務外等文書料の支給の有無について決定し、補償団体に対して、決定通知書を送付するものとする。

4 施行期日等

平成21年4月1日以後に公務外と決定された事案等に係るものについて適用するものとする。

公務外等文書料の支給要綱

平成 21 年 3 月 24 日
伺 定

(趣旨)

第 1 条 消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）が、脳血管疾患や心臓疾患等の事案に係る公務上外の決定及び障害補償の事案に係る障害等級の決定等について、医学上の検討を要するものとして提出を求めた医師の診断書又は意見書に要する費用のうち、公務外と決定した事案及び障害補償に該当しないと決定した事案等に係る医師の診断書又は意見書に要する費用（以下「公務外等文書料」という。）の支給については、この要綱の定めるところによる。

(支給対象及び支給額)

第 2 条 支給の対象となる公務外等文書料は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 「脳血管疾患及び虚血性心疾患等公務上災害の認定について」（平成 14 年 11 月 18 日消基発第 334 号）に基づき、提出のあった医師の診断書又は意見書
- 二 「精神疾患等の公務上外の認定について」（平成 12 年 6 月 27 日消基発第 170 号）に基づき、提出のあった医師の診断書又は意見書
- 三 障害等級の決定について提出のあった医師の診断書又は意見書
- 四 その他基金が必要に応じて求めた医師の診断書又は意見書

2 前項各号に掲げる公務外等文書料の支給額は、それぞれ 1 通につき 5,000 円の範囲内において実費とする。

(申請手続)

第 3 条 前条に規定する公務外等文書料の支給を受けようとする市町村長又は一部事務組合管理者（以下「市町村長等」という。）は、様式第 1 による「公務外等文書料申請書」（以下「申請書」という。）を基金常務理事に提出するものとする。

(支給の決定及び通知)

第 4 条 基金常務理事は、前条の申請書を受理したときは、すみやかに公務外等文書料を支給するかどうか決定し、市町村長等に対して様式第 2 による「公務外等文書料支給決定通知書」を送付するものとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に決定した事案等に係る公務外等文書料について適用する。

様式第1

第 号
年 月 日

消防団員等公務災害補償等共済基金常務理事 あて

市町村長等 氏名 印

公務外等文書料申請書

下記のとおり公務外等文書料を申請します。

種別	<input type="checkbox"/> 消防団員 <input type="checkbox"/> 水防団員 <input type="checkbox"/> 消防作業従事者 <input type="checkbox"/> 水防従事者 <input type="checkbox"/> 応急措置従事者 <input type="checkbox"/> 救急業務協力者		
非常勤消防団員等の氏名 <small>ふりがな</small>		事故発生日	年 月 日
公務外等決定日	年 月 日		
申請額	_____ 円		
送金先	金融機関名	銀行・信金・信組 本店 農協・信漁連 支店	
	金融機関コード (必ず記入を)	支店コード (必ず記入を)	
	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段	口座番号	
預金名義者 <small>フリガナ</small>			

※ 公務外等文書料決定額	_____ 円
--------------	---------

※ 受理年月日	年 月 日	※ 支払年月日	年 月 日
---------	-------	---------	-------

[注意事項]

- 1 ※印の欄は記入しないこと。また、該当する「□」にレ印を記入すること。
- 2 公務外等文書料の支給額は、1 通につき 5,000 円の範囲内において実費とする。
- 3 この申請書に添付する書類
医師の診断書又は意見書に要する費用の領収書又はこれに代わる証明書

様式第2

消基発第 号
年 月 日

市町村長等 へ

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事名 印

公務外等文書料支給決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のありました公務外等文書料については、下記のとおり決定しましたので、ご通知申し上げます。

記

- 1 支給額 _____ 円
- 2 支払日 平成 年 月 日
- 3 振込先 貴職が指定した口座